

福島・矢玉遺跡^{やだま}

- 1 所在地 福島県会津若松市高野町大字界沢字村西
- 2 調査期間 一九九四年(平6)六月～二月
- 3 発掘機関 会津若松市教育委員会
- 4 調査担当者 萩生田和郎・石本哲也
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良・平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(喜多方)

矢玉遺跡は、福島県の西部、会津盆地の中心部からやや東寄りの平坦部、会津若松市の市街地から北西約六kmに位置している。会津盆地の郡衙の最有力候補地とされる、河東町の郡山遺跡から南西に約二・五kmの位置にあり、遺跡の西を湯川が流れている。調査は、県営圃場整備事業に伴い、一九九二年度から一九九四年度の三カ年にわたり実施した。

現在までの発掘調査により、八世紀後葉から一〇世紀中葉までの遺構を検出しているが、遺構の中心となる時期は、八世紀後葉から九世紀中葉にかけての時期である。

遺構は、掘立柱建物が主となるもので、他に柱列、溝、井戸、土坑、焼土遺構、ピットが検出された。一九九四年度の調査区からは、南北が長軸となる掘立柱建物の西側に、倉庫と推定される建物群が南北に重複しながら検出されている。また、掘立柱建物群を区画するように南側に東西方向の柱列があり、南から西に鍵形となり北方向に施設を区画する大きな溝が存在する。遺物は、会津若松市の大戸窯跡で焼かれた須恵器と土師器が出土しているが、須恵器の比率の方が高い。

遺構や遺物からみて、矢玉遺跡は、奈良時代後半から平安時代前半にかけての官衙に準じた施設の可能性がある遺跡とみられる。

木簡は、一九九四年度調査区の発掘調査によって三カ所の遺構から計四点出土した。二号性格不明遺構の一点は、底部に近い下層部から八世紀後葉の大戸窯産須恵器の円面硯や杯とともに出土している。三八号土坑からは、遺構の下層から一点出土している。一号溝の底に近い下部層から中間層にかけての部分から、「西足」「田足」「足」などの墨書のある須恵器・土師器の杯多数とともに、二点出土している。出土した遺物からみて、八世紀後葉から九世紀中葉の時期に機能していた溝である。

なお、一号焼土遺構からは、「返抄」と読める漆紙文書一点が出土している。

8 木簡の釈文・内容

二号性格不明遺構

(1) ・「請立鷹式卷 右附石嶋所請如件」

・「十一月廿八日陸奥藤野」

281×20×8 011

三八号土坑

(2) 「<白知世種一石

(158)×30×7 033

一号溝

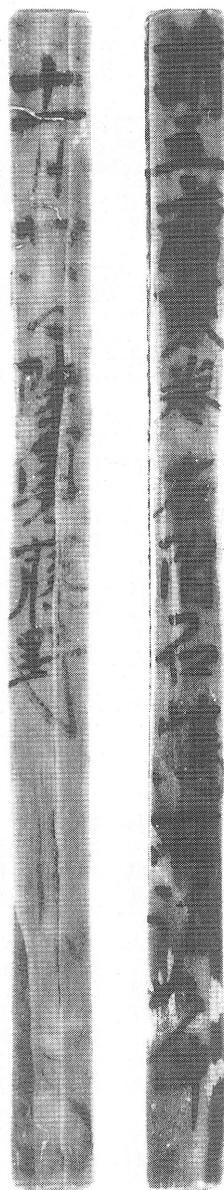
(3) 「<足□種一石

(161)×31×6 033

(4) ・「若有又造用□□二年六月廿二日田□□□□廿二」

・「行□□廿□□」

(170)×36×6 081



(1)



(2)



(3)

(1)は、完形の請求文書木簡である。『和名類聚抄』卷一四、坐臥具の項によれば、薦は「古毛」と訓み、「席也」とする。立薦は筵をつなぎ合わせて屏風のように立てて風を防いだもの（小学館『日本国語大辞典』）。この木簡の場合、施設内の請求木簡で、「石嶋」を使いとして、「陸奥藤野」が立薦二巻を請求したもので、施設内の儀式に使用したものか。いずれにしても施設内に薦などの調度を管理する役所が存在した可能性が考えられる。

(2)は、下端部に腐蝕が認められるが、ほぼ原形をとどめている。

(3)は、下端部に欠損が認められるが(2)と同型である。いずれも付札

木簡で、種糶一石に付した札である。

(4)は、上下と左右下半部に欠損が認められる文書木簡である。施設の造営に関するものと考えられる。裏面一文字目は「右」か「左」であろう。

なお、釈読にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

萩生田和郎・石本哲也「矢玉遺跡」(『若松北部地区県営ほ場整備事業発掘調査概報』Ⅲ 一九九五年)

(石田明夫)